

石狩市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の 一部改正（サービス単価の改正及び加算の新設）について

1. 改正趣旨

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスのうち、指定事業者により提供されるサービスの単価は、地域支援事業実施要綱において国が定める額を上限として、市町村が定めることになっている。

介護給付において、消費税率の引き上げ及び介護人材の処遇改善のための報酬改定が行われることを踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業の「国が定める単価」等について一部改正されたのに倣い、石狩市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱で定めるサービス単価の改正及び加算の新設を行う。

（令和元年 10 月に消費税率が 10%に引き上げられた場合の条件付案件です。）

2. 改正内容（案：別紙参照）

（1）石狩市訪問介護相当サービス費、石狩市通所介護相当サービス費

従前相当（介護予防訪問介護、介護予防通所介護）のサービスであり、国が定める単価と同額に改正する。

（2）石狩市訪問型サービス費 A、石狩市通所型サービス費 A

基準を緩和したサービスであり、積算根拠を（1）の額の 80%としているため、改正する。

（3）介護予防ケアマネジメント費

従前相当のケアマネジメント費 A について、国が定める単価と同額に改正する。基準を緩和したケアマネジメント費 B 1（ケアマネジメント費 B を算定する場合のサービス提供開始月の単価）について、ケアマネジメント費 A と同額と設定しているため、改正する。

（4）介護職員等特定処遇改善加算の新設

①石狩市訪問介護相当サービス費

- ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）・・・所定単位×63／1000
- ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）・・・所定単位×42／1000

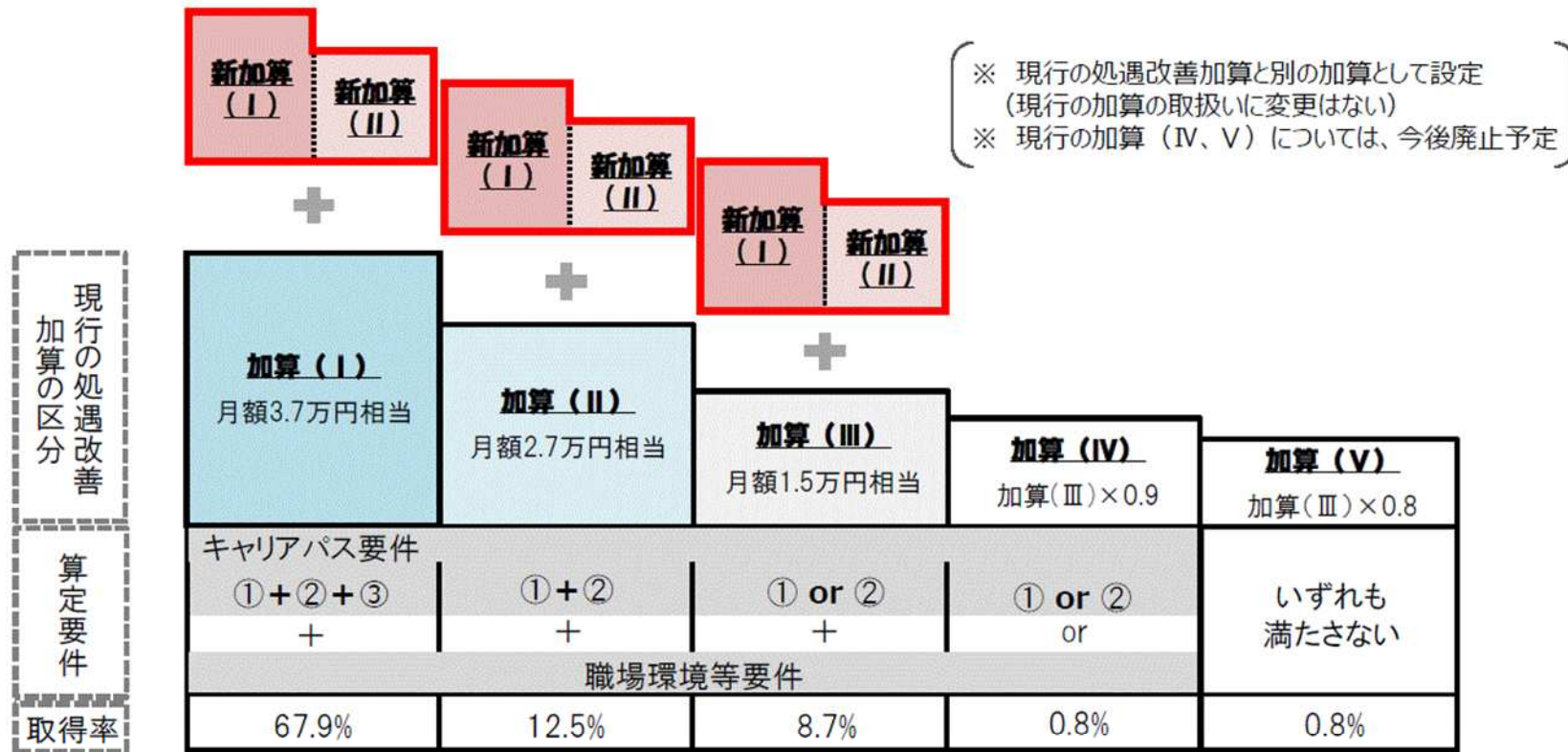
②石狩市通所介護相当サービス費

- ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）・・・所定単位×12／1000
- ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）・・・所定単位×10／1000

（※所定単位＝各サービス費に算定できる加算を加えた単位）

(参考：厚生労働省資料)

- 介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。
 具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数 10 年以上の介護福祉士について月額平均 8 万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費 1000 億円程度を投じ、処遇改善を行う。



○キャリアパス要件

- ①職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備をすること
- ②資質向上のための計画を策定して、研修の実施または研修の機会を設けること。
- ③経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること。

○職場環境等要件

- ・賃金改善以外の処遇改善（職場環境の改善など）の取組を実施すること。

■改正前後のサービス単価及び加算の新設（案）

サービス種別		現行単価 R 1.9.30まで	改正単価（案） R 1.10.1 から
石 相 狩 当 市 サ 訪 問 ビ 介 ス 護 費	訪問型サービス費Ⅰ 〔事業対象者、要支援 1・2〕 〔週 1 回程度の訪問／月〕	1, 1 6 8 単位	1, 1 7 2 単位
	訪問型サービス費Ⅱ 〔事業対象者、要支援 1・2〕 〔週 2 回程度の訪問／月〕	2, 3 3 5 単位	2, 3 4 2 単位
	訪問型サービス費Ⅲ 〔要支援 2〕 〔週 2 回を超える程度の訪問／月〕	3, 7 0 4 単位	3, 7 1 5 単位
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	—	※所定単位×63/1000
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	—	※所定単位×42/1000
石 サ 狩 市 ビ 訪 ス 問 費 型 A	訪問型サービス費Ⅰ 〔事業対象者、要支援 1・2〕 〔週 1 回程度の訪問／月〕	9 3 5 単位	9 3 8 単位
	訪問型サービス費Ⅱ 〔事業対象者、要支援 1・2〕 〔週 2 回程度の訪問／月〕	1, 8 7 0 単位	1, 8 7 4 単位
	訪問型サービス費Ⅲ 〔要支援 2〕 〔週 2 回を超える程度の訪問／月〕	2, 9 6 5 単位	2, 9 7 2 単位
石 相 狩 当 市 サ 通 所 ビ 介 ス 護 費	通所型サービス費 1 〔事業対象者、要支援 1〕 〔週 1 回程度の通所／月〕	1, 6 4 7 単位	1, 6 5 5 単位
	通所型サービス費 2 〔要支援 2〕 〔週 1 回程度の通所／月〕	1, 6 4 7 単位	1, 6 5 5 単位
	通所型サービス費 3 〔要支援 2〕 〔週 2 回程度の通所／月〕	3, 3 7 7 単位	3, 3 9 3 単位
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	—	※所定単位×12/1000
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	—	※所定単位×10/1000

※所定単位=各サービス費に算定できる加算を加えた単位

（1 単位 = 1 0 円）

サービス種別		現行単価 R 1.9.30まで	改正単価（案） R 1.10.1 から
石 狩 市 サ ビ 通 所 費 型 A	通所型サービス費 1 〔事業対象者、要支援 1 週 1 回程度の通所／月〕	1, 3 2 0 単位	1, 3 2 4 単位
	通所型サービス費 2 〔要支援 2 週 1 回程度の通所／月〕	1, 3 2 0 単位	1, 3 2 4 単位
	通所型サービス費 3 〔要支援 2 週 2 回程度の通所／月〕	2, 7 0 0 単位	2, 7 1 5 単位
介 護 予 防 メ ケ ン ア ト 費	ケアマネジメント費 A	4 3 0 単位	4 3 1 単位
	ケアマネジメント費 B 1 〔ケアマネジメント B を算定する 場合のサービス提供開始月の単 価〕	4 3 0 単位	4 3 1 単位

（1 単位 = 1 0 円）